

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

【審議事項－3】

平成22年度社会福祉施設等の整備方針について〔障害者（児）福祉関連分〕

期日 平成21年5月25日（月）

場所 福岡県吉塚合同庁舎特6会議室

福岡県福祉労働部障害者福祉課
保護・援護課

平成22年度障害者（児）福祉施設の整備方針について

1 基本的な考え方

平成22年度の障害者（児）福祉施設の整備は、平成23年度を目標年度とする福岡県障害者福祉計画（以下「県障害者福祉計画」という。）に基づき、次により行うこととします。

障害者の地域生活移行を進めるという観点から、日中活動系のサービスに係る整備事業、特に就労を支援する施設整備を進めることとし、入所施設の創設は行わないものとします。

2 施設・事業毎の整備について

(1) 障害者自立支援法に基づく日中活動系のサービスに係る整備事業について

① 就労移行支援事業所

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所です。

福祉施設から一般就労への移行を推進することは、県障害者福祉計画の中でも大きな課題となっています。このため、就労移行支援を実施する事業所の整備を検討します。

② 就労継続支援事業所

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所です。

障害者の地域生活を支える上で重要であるため、就労継続支援を実施する事業所の整備を検討します。

③ 生活介護事業所、自立訓練（生活訓練・機能訓練）事業所

（生活介護事業所）

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業所です。

（自立訓練事業所）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業所です。

障害者の地域生活を支える上で重要であることを踏まえ、待機者及び利用予定者において具体性のあるものは整備を検討します。

(2) 退院支援施設について

既存の精神科病床の転換により、病棟設備の転用による設置又は病棟建物外に設置され、日中は自立訓練又は就労移行支援を行い、夜間の支援も行う施設です。

「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の退院促進を図るため、精神科病床を転換し、利用者予定及び日中活動サービスにおいて具体性のあるものは整備を検討します。

(3) 共同生活介護（ケアホーム）及び共同生活援助（グループホーム）に係る整備事業について

（共同生活介護事業所）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業所です。

（共同生活援助事業所）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う事業所です。

福祉施設から、地域生活への移行を進めるため、障害者の住まいの場としての共同生活介護及び共同生活援助を実施する事業所の整備を検討します。

(4) 改築及び大規模修繕について

消防用設備の設置、老朽のための改築、大規模修繕等については、入所者処遇改善等の観点から必要性が認められ、かつ、緊急性がある施設及び障害者の地域生活移行への取組に配慮した施設の整備について検討します。

(5) 重症心身障害児施設について

重症心身障害児を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う施設です。

新生児集中治療管理室等に長期間入院している児童のうち、環境が整えば重症心身障害児施設への移行が望ましい障害児を受け入れるために、必要な施設の整備を検討します。

上記整備については、県障害者福祉計画に定める各サービス区分の区域毎に定めるサービス必要見込量をもとに、平成23年度末までに新体系に移行する旧体系施設等の移行調査の結果を踏まえ、検討することとします。

平成22年度保護施設の整備方針について

福祉労働部保護・援護課

○ 基本的な考え方

保護施設のうち救護施設の整備については、被保護者に対する適正な保護を確保することを基本として、県内の需要を考慮の上、整備を図ってきたところですが、①社会的入院患者の退院先としての役割、②在宅生活の継続が困難な被保護者やホームレスの緊急一時入所施設としての需要から、本年度に30床の増床を行うこととしており、施設整備後の入所需要の動向を見極めることとし、平成22年度の整備は行わないものとします。

なお、救護施設を除く保護施設については、本県の現状や全国的な状況において、社会福祉の多様化に対応した専門施設や関連施設が整備・拡充されてきており、施設数は減少傾向にあることから、施設整備は行わないものとします。

(参考) 保護施設の種類

(1) 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設

(2) 更生施設

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とするよう保護者を入所させて、生活扶助を行う施設

(3) 医療保護施設

医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行う施設

(4) 授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する施設

(5) 宿所提供施設

住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設